

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 26.10.31 第 187 回国会第 6 号

10 月 31 日（金）、第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第 183 回国会閣法第 30 号）

- ・横路孝弘君外 1 名（民主）提出の修正案について、提出者柚木道義君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・原案及び修正案について、参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）弁護士・日本弁護士連合会国際刑事立法対策委員会委員長 山下 幸 夫 君  
東京大学大学院法学政治学研究所教授 橋 爪 隆 君

- ・原案及び修正案について、上川法務大臣、葉梨法務副大臣、政府参考人及び修正案提出者横路孝弘君（民主）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 柚 木 道 義 君（民主）

- ・本法案より資金等の提供等の罪の主体範囲を限定、明確化した修正案について、山下参考人及び橋爪参考人の見解を伺いたい。
- ・テロ根絶のためには、法による規制だけでなく政治的アプローチ等によりその根本的な原因を除去する必要があると考えるが、テロ根絶のための武力によらない国際貢献の在り方について、山下参考人及び橋爪参考人の見解を伺いたい。
- ・今般、カジノ推進についての議論やネットワーク上の仮想通貨等、意見を異にする様々な問題が増大しているが、組織犯罪資金対策について、山下参考人及び橋爪参考人の見解を伺いたい。

### 井 出 庸 生 君（維新）

- ・二次協力者から資金等の提供を受けた一次協力者が、翻意してテロ企図者に資金等を提供しなかった場合及び当初からテロ企図者に資金等を提供する意思がなかった場合に、原案及び修正案において、それぞれ処罰の対象となるのか、山下参考人及び橋爪参考人に見解を伺いたい。
- ・一般人が考える共犯や未遂の概念と、専門家が考えるそれらの概念とは、差があるように思うが、刑法学における共犯及び幫助の概念について、橋爪参考人に見解を伺いたい。
- ・外国に対するテロ行為については、本法又は刑法第 93 条の「私戦予備及び陰謀罪」のいずれかで処罰が可能であるのに対し、国内におけるテロ行為については本法によってしか処罰することができないが、この差異について、山下参考人の見解を伺いたい。

### 西 田 讓 君（次世代）

- ・立法事実がないから法改正の必要はないという本法案に対する日本弁護士連合会会長声明について、国際社会の中で各国連携してテロに対処する必要性があり、声明の指摘は当たらないと考えるが、山下参考人及び橋爪参考人に見解を伺いたい。
- ・現行法の施行から 12 年の間に 1 件も適用された事例がなく、捜査が行われたこともない理由としては、法律自体の問題、捜査機関の能力の問題、我が国の国情、法律による抑止力等が考えられるが、この点についての山下参考人及び橋爪参考人の見解を伺いたい。
- ・捜査機関による本法案の恣意的な運用、捜査権の濫用、不当な人権侵害等を防ぐ方法について、山下参考人及び橋爪参考人の見解を伺いたい。

### 階 猛 君（民主）

- ・修正案では、罰則の対象となる主体の範囲を限定することとしているが、一次協力者間の資金等の提供行為の処罰規定については残すこととした理由を、修正案提出者に伺いたい。
- ・その他協力者の資金等提供罪については、提供等の時点においてテロ行為が現実に行われる可能性が存在することが必要とのことであるが、テロ行為が現実に行われる可能性が存在する事実については、検察官が立証責任を負うという理解でよいのか、伺いたい。
- ・特定秘密の保護に関する法律が施行された場合、本法案に違反する行為について立証すべき事実が特定秘密に指定されると、刑事訴訟法第 256 条第 3 項との関係で、公訴事実は起訴状にどの程度具体的に記載されることになるのか、法務大臣に伺いたい。

- ・今国会において、「国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案」が提出されているが、テロリストへの財産移転を防ぐという点で本法案と目的を同じくしており、同法案が成立した場合、本法案はいらなくなるのではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

か法務省に伺いたい。

### **丸山穂高君（維新）**

- ・修正案は、本法案の処罰範囲の拡大に係る部分を修正するものと認識しているが、原案のどの部分に問題があるのか、どの部分を修正するのか、原案と修正案ではどのような違いがあるのか、修正案提出者に伺いたい。
- ・原案と修正案の比較において、二次協力者及びその他協力者を共同正犯とするのか幫助犯とするのかが重要だと考えるが、この点についての修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・修正案はFATF（金融活動作業部会）の要請を満たしていないのか、修正案を政府としてどのように捉えているか、伺いたい。
- ・本法案の内容は、FATFの要請の内容を超えて処罰しようとしているとの懸念があるが、これまでの議論を踏まえ、修正案との比較で本法案をどう考えるか、法務大臣の見解を伺いたい。

### **井出庸生君（維新）**

- ・修正案を提出する理由及び原案との相違について、修正案提出者に伺いたい。
- ・法律によって処罰対象が必要以上に広がるのはもとより、処罰できない場合が生じるのも適切でないと考えるが、修正案提出者の見解を伺いたい。
- ・修正案の提出理由を踏まえても、なお、本法案によるテロ対策が必要なのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案成立後の運用については、恣意的な運用とならないよう法と証拠に照らして慎重かつ適切な運用をすべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

### **西田讓君（次世代）**

- ・テロリズムと断固として戦うという意思があるかどうか、法務大臣に伺いたい。
- ・テロ行為の未然防止の観点から、捜査、逮捕、勾留、尋問を一連の流れで行えるよう、法執行機関に対し、ある程度の自由を担保することを検討する必要があると考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・平成26年6月11日の法務委員会において、谷垣元法務大臣は、「テロに関する情報収集を行う公安調査庁の機能を高めるということが必要だろう」旨の答弁をしているが、これを踏まえて、今後、公安調査庁の機能をどのように高めていくの